

## 帳票確認の観点と留意事項

【帳票名】 介護給付費縦覧確認表兼サービス提供日確認届

【帳票の出力内容】 複数サービスの合計日数が受給可能日数を超えているか、同時算定不可なサービスが存在する可能性がある場合、サービス利用日を確認する帳票です

### 【確認の観点】

同時算定不可のサービスにおいて、介護サービスの利用が重複していないか

#### 事例1) 訪問介護と短期入所

サービス種類	サービス提供月	入院(所)年月日	退院(所)年月日	実日数
訪問介護	平成27年11月分			26日
短期入所	平成27年11月分	27. 10. 31	27. 11. 2	14日



合計40日

・訪問介護と短期入所の実日数の合計は26日＋14日＝40日となり、11月の暦日数30日を大きく超えている

・入退所日を除く短期入所利用中は居宅サービス(訪問介護)の算定は不可

→短期入所は入退所の繰返しが想定されるが、明細書に記載されている入退所日のみでは入退所の状況及びサービス利用の重複があるか確認できないため、訪問介護と短期入所双方のサービス利用日の確認が必要

#### ※留意事項

短期入所の入退所年月日の記載方法(介護報酬の解釈 3.QA法令編 P1163、1164⑧参照)

- ・入所年月日⇒前月から引き続き入所している場合はその入所した日付を、それ以外は当該月の最初に入所した日付を記載
- ・退所年月日⇒当該月の最初に退所した日付を記載。当該月に退所がなく月末日において継続入所の場合は記載しない。

回答記入例

介護給付費縦覧確認表兼サービス提供日確認届（平成27年 11月縦覧審査分）

下記の被保険者において、介護保険の他サービスと重複請求をしている可能性がありますので、サービス事業所におけるサービス提供日や入所日等の情報を記入し、過誤の必要があるか判断してください。なお、提出していただいた内容について、本会から問い合わせすることがありますので、下記の「事業所担当者名」及び「連絡先（電話番号）」も記入してください。重複請求で過誤を行う場合には、右下の「過誤する」の欄に「○」を、過誤しない場合は「×」を記入してください。

この確認届は、平成27年 月 日（ ）までに返送してください。

平成27年 月 日  
鹿児島県国民健康保険団体連合会

事業所番号	4670000000	事業所名	
事業所担当者名	カイゴ タロウ	連絡先(電話番号)	099-×××-××××

国保連に返送する際に、必ず担当者名、連絡先を記入してください。

保険者番号	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供月	事業所番号	事業所名	サービス種類	サービス実日数
			平成27年11月	4671111111	×××事業所	短期入所生活介護	14日

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
午前			○	○		○	○	○		
午後		○	○		○	○	○			○
	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
午前	○	○	○				○	○	○	○
午後	○	○				○	○	○	○	○
	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
午前	○		○	○	○	○	○	○	○	○
午後		○	○	○	○	○	○	○	○	

サービスを行った日の時間帯に○をつけてください。  
サービスを行っていない日は何も記入しないでください。

[参考]  
同一施設内、又は隣接、近隣で職員の兼務や施設の共用等がある場合は、同日の介護保険の算定は不可です。

サービス実日数	26日
過誤する	×

※過誤する場合は「○」を、過誤しない場合は「×」を記入してください